

平成27年 8 月27日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

平成27年 美里町議会議会運営委員会会議録

---

平成27年8月27日(木曜日)

---

出席委員(6名)

委員長	大橋 昭太郎 君		
副委員長	藤田 洋一 君		
委員	福田 淑子 君	我妻 薫 君	
	橋本 四郎 君	佐野 善弘 君	

---

欠席委員(なし)

---

議長	吉田 眞悦 君
副議長	平吹 俊雄 君

---

説明のため出席した者

町長部局

総務課長	伊勢 聡 君
企画財政課長	須田 政好 君
水道事業所長	早坂 由紀夫 君

---

議会事務局職員出席者

議会事務局長	吉田 泉 君
事務局次長	佐藤 俊幸 君

---

平成27年8月27日(木曜日) 午前9時30分 開会

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

第4回美里町議会定例会について

1) 議事について

議案等

行政報告 5 件

報告 3 件、議案 13 件、認定 8 件

請願 1 件

議員派遣

行財政・議会活性化調査特別委員会、議会運営委員会及び議会だより編集特別委員会

並びに各常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

2) 一般質問の発言順序について 8 人

3) 会期及び議事日程について

会期 9 月 1 日 ( 火 ) ~ 24 日 ( 木 ) 24 日間 ( 別紙のとおり )

4) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時30分 開会

議会事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。委員長、よろしくお願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） どうもおはようございます。大変暑い日が続いていたかと思いましたが急に寒くなりまして、どうぞ皆様体調管理には万全を期しまして9月議会に臨んでいただきたいと思います。きょうはよろしくお願いいたします。

当委員会全員出席ですので、委員会は成立いたしております。

なお、副議長には委員外議員として参加いただいております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議長からの諮問、行政報告からということになるかと思いますが、課長さん方審査でございませんので、なるだけ要点を絞った形で説明願えればと思っております。よろしくお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 改めましておはようございます。本日は来月1日に開催いたします議会定例会に当たりまして議会運営委員会を開催していただきまして、どうもありがとうございます。本議会におきましても御指導、御助言等よろしくお願いいたします。

それでは、順に御説明をさせていただきます。着座をさせていただきます。

初めに、行政報告5件について御報告申し上げます。まず1点目でございますが、美里町の空間放射線量等の測定結果についてでございます。このことにつきましては、平成27年6月議会定例会で報告した以降の平成27年6月1日から平成27年7月31日までの最新の空間放射線量等の測定結果を御報告申し上げます。

次に、2点目でございます。工事請負契約の締結についてでございます。工事請負契約の締結におきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定が適用されない、予定価格が5,000万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が3,000万円以上の工事請負契約を締結いたしましたので、御報告申し上げます。本件につきましては、平成27年度公共下水道補第1（不動堂地区）污水管築造工事でございます。

次に、3点目でございます。2点目と同じく工事請負契約の締結について御報告申し上げます。本件につきましては、平成27年度公共下水道補第3（本小牛田地区）污水管築造工事でございます。

次に、4点目でございますが、美里町スポーツ施設指定管理者の特定非営利活動法人美里町体育協会役員の変更についてでございますが、平成27年6月28日に開催されました総会におい

て福内清二会長にかわり瀬川春雄氏を会長に選出したとの届け出が平成27年7月9日に行われました。このことについて御報告申し上げるものでございます。

最後に、5点目でございます。教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告についてでございます。このことにつきましては、本会議におきましては教育委員長から御報告申し上げる行政報告でございますが、内容につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しこれを議会に提出するとともに公表しなければならないと規定されております。このことにつきまして行政報告をさせていただくものでございます。

以上、行政報告についてでございます。

委員長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。続いて報告。議長。

議長（吉田眞悦君） 行政報告に対する質疑は原則できないということになりますが、ちょっとそれでその説明の仕方なんだけれども、2件ほど確認だけさせていただきたいと思います。

まず、空間放射線量の関係だけれども、不動堂中学校が6月2日だけがぐんと上がっているんです。今までにない。この件について何か補足的な説明というのは何かあるんですか。0.10という数字が、不動堂中学校。一日だけだけれども。過去にもちょっと、山前なんかは前は出たんだよね。この点について何か補足があるのかどうなのか、はかり方が悪いのか何なのか。今までにない数字だから。その点が1点と、あと教育委員会のほうで点検評価について、中身について若干説明ありますか。ただ出しましたというだけの、それで終わりか。2つお願いします。報告については、質疑はできないというふうにしているからさ。なるべく理解を皆さんしていただくような説明にしておいたほうがいいんじゃないかと思うわけ。

総務課長（伊勢 聡君） わかりました。そうしますと、確認させていただいてよろしいですか。

委員長（大橋昭太郎君） はい。

総務課長（伊勢 聡君） まず1点目は、6月2日の不動堂中学校の測定結果で地表50センチのところ、0.10という数値が出た。地表の0.1について、この値になったことについて。あとは教育委員会の件ですが、点検評価についての説明があるかどうかということで。（「中身ね」の声あり）

議長（吉田眞悦君） はい、いいです。

委員長（大橋昭太郎君） それ休憩中か何かここに調べていただいて。

総務課長（伊勢 聡君） はい、わかりました。

委員長（大橋昭太郎君） それでは、報告についてお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案書の1ページでございます。

報告第5号平成26年度有限会社南郷ふれあい公社決算につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、平成26年度の総括及び決算報告書等の関係書類を添えて御報告させていただきます。以上であります。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。それでは、次お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 報告第6号でございます。平成26年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について御報告申し上げるものでございます。平成26年度の一般会計等における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は71.4%であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げます。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。次、お願いします。

総務課長（伊勢 聡君） 報告第7号平成26年度の公営企業に係る特別会計における資金不足比率について御報告いたします。平成26年度の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計における資金不足比率はございません。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、議案に入ってください。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第50号美里町個人番号の利用に関する条例についてでございます。行政手続における一定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法の一部が平成28年1月1日から施行され個人番号の利用が開始されることに伴い、同号第9条第2項の規定に基づき本町における個人番号の利用について条例を定めるものでございます。本文につきましては、第1条から第4条で構成されております。条例の施行については、平成28年1月1日からでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

総務課長（伊勢 聡君） それで大変申しわけないんですけども、順に議案を説明すべきところなんですけど、議案の第62号を最初に説明させていただきたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

総務課長（伊勢 聡君） 大変申しわけございません。それでは、議案書の78ページでございます。

議案第62号美里町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度美里町水道事業会計において生じた未処分利益剰余金2億5,357万8,411円のうち5,633万5,044円を資本金へ組み入れ、1億6,724万3,367円を減債積立金へ積み立て、3,000万円を建設改良積立金へ積み立てることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） この部分について、水道事業所長が見えているのですけれども何か補足説明ございますか。

水道事業所長（早坂由紀夫君） この未処分利益剰余金につきましては、制度改正に伴いまして出てきたものであります。これまで県の補助金とか国の補助金とか資本剰余金ということで整理していたんですが、制度改正でそれを収益化しなくてないと。ということで過去にさかのぼって収益化した関係上、この未処分利益剰余金というものが出てきたわけでございます。制度改正、現金を伴わないものでございまして、数字的にはこういう額が出てきたことによる処理の一つの方向を議会の議決によってお願いしたいというふうなことです。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） あしたの全協でこの件については詳細な説明があるということですね。（「はい」の声あり）議長、この後でよろしいですか。こういったような形で審査していくかというのは。

議長（吉田眞悦君） 審査の手法については、審査というか議案として上がってきている。今の説明だけで皆さん理解できますか。今後のこともあるからもう少し、申しわけないけれども詳細な説明をしていただかないと審査の方向だってかなり……。あしたも全員協議会で同じような説明になるかと思うけれども。そのほうがいいんでないですか、皆さん。と思うんですが。

委員長（大橋昭太郎君） この議案62号に関してこういったような方法でその議会側として審査していくか、あるいは議決に持っていくのに、の部分でどういう審査をしていったらいいかという部分がやっぱりある程度議長から詳細な説明がないとこういったような形で進めたらいいかということが、方向性が定まらないということなもので。課長、ちょっともう少し前のほうにおいでになっていただいて、ちょっと聞こえないんです。（「ゆっくりしゃべってほしい」の声あり）

水道事業所長（早坂由紀夫君） 国庫補助金とか県補助金、分担金とか今まで資本剰余金とい

う整理をしてきた部分があるんですが、それを使って取得した固定資産。

委員長（大橋昭太郎君） 前に来て。この全員協議会の資料あるんだけど、多分あしたこれに基づいて説明なさるかと思うんですけども、ある程度これに基づいて説明していただくとわかりやすいのかなと思うんですが。

水道事業所長（早坂由紀夫君） 一応この資料……。

委員長（大橋昭太郎君） ちょっと待って、皆さんお持ちなのか。橋本さん持ってこなかった。（「頭の中に」の声あり）頭の中に入っている。ちょっとお待ちください。暫時休憩します。

午前 9 時 4 5 分 休憩

---

午後 1 時 0 0 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

総務課長（伊勢 聡君） 休憩中に皆様にいろいろ御審議いただいたところでございますが、提案されました62号につきましては、議決後監査委員さんにこの剰余金の部分だけをまた新たに監査をしていただくという方法でいかがでしょうか。その後、監査報告に関しては別用紙で皆さんに配付するという方法をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）  
それでは、そのようにお願いしたいと思います。

それから、監査意見書の関係なんですが、先ほどその水道事業関係のこの部分、剰余金の関係の部分削除したらどうかということだったんですが、今事務局のほうから言われましてこれはあくまでも表題なものですから、特別に削除する必要はないのではないかということでございます。それでいかがでしょうか。（「はい」の声あり）議長。

議長（吉田眞悦君） 監査意見書については、あくまでそれは監査委員さん側のことだから議会からどうのこうのという言うことではないんで、こういう話がありましたということをお伝えればそれでいいんじゃないかと。監査委員サイドで考えることだと思います。（「わかりました」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） ではそのように進めさせてもらいたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、総務課長よろしく。ちょっとお待ちください。福田委員。

委員（福田淑子君） 決算の関係で水道事業の9ページ、これは案はこのまんまになるのかしら。

委員長（大橋昭太郎君） 議決後、案を取るということね。（「はい」の声あり）そうすると（「認定の提案するとき」の声あり）するときにはこの案は削除ということだね。福田委員。



委員（福田淑子君） 62号で議案に載っているやつなんだから、最初を取ってもいいんじゃないの。（「最初から」の声あり）うん。（「そういうなるべき姿」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午後1時2分 休憩

---

午後1時05分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

この文についていかがいたしますか。案という形での提案というのではないのではないかというような意味ですけれども。この部分削除していただきますか。（「そのように、あくまで執行側のことだから」の声あり）

総務課長（伊勢 聡君） それでは、案を取らせていただきます。訂正の方法でございますが。

委員長（大橋昭太郎君） 訂正の方法については、シールでの削除でよろしいですか。いいよね。（「はい」の声あり）じゃあそのようにしていただきたいと思います。

委員（福田淑子君） その経過はちゃんと説明しないと。理解しないと思うんです。ただ単に間違っただけの話ではないと思う。（「それはそうだ」の声あり）（「どこで説明」の声あり）提案したときに、こういうことで削除させていただきたいというふうにちゃんときちっと話して、その後に作業に入ってもらおう。

委員（我妻 薫君） ちょっと整理したい。これはさっきの所長の話だとこれ認定と議案と一本で出そうとしてつくったので、ここだけ案が入ったということ。最初、ここを想定して案入れたと。それは入っているところというのは、さっき出たように一括して認定と提案と議決と一緒に提案してるから、そういうところは入れるということなんですか。今度は今やったように、前もって切り離しているところは入っている。そこも入っているの。

委員（福田淑子君） 病院も決算書は案は入っているのか。

委員長（大橋昭太郎君） 局長、調べたところもたまたま一本のところは案として入っていると。

議会事務局長（吉田 泉君） 一本のところでの話の中で。このことを調べて、案が入っているかというのを調べたわけじゃないんですけれども、たまたまそこは案って入っていました。一本のところは。

委員（福田淑子君） 病院の決算書、損益計算書もそのまま案ではないよ。

委員長（大橋昭太郎君） だからこの案の削除という方向ではいいんだけど。この説明部

分というのはどうするかということなんだけれども。ただ、単純なミスという考え方でいいと思うんだけどさ。(「提案として別に議決するんだから、ここでは要らないということ」の声あり)そうですね。ということで削除してもらいます。単純ミスという捉え方でということで削除ということで、正誤表でね。お願いしたいと思います。この修正に関してはシールということですが、いつの時点にしたらいいか。

委員(福田淑子君) 単純ミスだったら初日でも。

総務課長(伊勢 聡君) 初日まで準備をして直せるようにして。

委員長(大橋昭太郎君) そうすると、例えばあしたの全協で言って初日に持ってきてもらうということね。(「その議案書を持ってきていただく」の声あり)来ていただくということですね。(「はい」の声あり)それでよろしいですか。(「はい」の声あり)

総務課長(伊勢 聡君) 議員控室に議員さんいらっしゃったときに、この場で直して。「朝に」の声あり)朝に。

委員長(大橋昭太郎君) 朝にね。はい。あした言ってくださいね。所長のほうから。そうではないと、初日一般質問だと持ってこない可能性あるからよろしくお願いいたします。

それでは、62号に関してよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)それでは所長、どうも御苦労さまです。

それでは、51号からお願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 議案62号の御審議では大変お手数をおかけいたしまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、議案書13ページでございます。

議案第51号美里町下水道事業の設置等に関する条例について御説明を申し上げます。この条例につきましては、美里町が実施する公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法の一部を適用するに当たりまして、必要な事項を定めるものでございます。条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) 本件に関しまして何かございますか。よろしいですか(「はい」の声あり)

それでは、52号についてお願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) 議案第52号美里町学校給食費に関する条例について御説明申し上げます。美里町の学校給食費の取り扱いにつきましては、これまで各学校単位で行ってまいりましたが、学校給食事業は公的施設の管理運営の一つであり学校給食費は町の歳入歳出として取

り扱いという考えのもと、学校給食費の取り扱いを町が責任を持って管理及び運用を行う公会計にするものであります。このことから本条例におきまして、美里町の設置する学校において実施する学校給食に係る給食費の取り扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。条例の施行につきましては、平成28年4月1日からであります。以上です。

委員長（大橋昭太郎君）何かございますか。この公会計とするというのは、この3条で公会計というふうにするというふうを考えてよろしいんですか。（「そうです、はい」の声あり）3条でね。よろしいですか。それでは53号をお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君）議案第53号美里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び美里町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い所要の改正を行うものであります。美里町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条に規定する傷害共済年金及び遺族共済年金の字句を削るものでございます。また、美里町職員の再任用に関する条例附則第2条に規定する特定警察職員等の定義を定める法律を地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に改めるものでございます。本条例の施行につきましては、平成27年10月1日からでございます。以上です。

委員長（大橋昭太郎君）よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、54号をお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君）議案第54号美里町手数料条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部が施行されることに伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるものでございます。また、住民基本台帳法の改正に伴い住民基本台帳カードが廃止されることから、その交付手数料を廃止するものでございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君）よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、55号をお願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君）議案第55号美里町排水設備等指定工事業者に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。排水設備等の新設等の工事につきましては、下水道条例、農業集落排水事業条例及び地域下水処理場使用条例において、町長が指定した排水設備等指定工事業者でなければ行ってはならないと規定をいたしてございます。毎年4月1日に行っていた排水設備等指定工事業者の指定を随時行うことといたしたいことから所要の改正を行

うものでございます。この条例の施行につきましては、公布の日から施行するものであります。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、続きまして一般会計補正予算お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） それでは、議案第56号からの補正予算につきましては財政課長から御説明申し上げます。

企画財政課長（須田政好君） それでは、議案第56号美里町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の一般会計の補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正、それから債務負担行為の補正の1条2条でございます。

初めに、歳入歳出予算の補正について御説明を申し上げます。1億8,285万9,000円をそれぞれ歳入歳出に追加しまして、歳入歳出それぞれ103億7,355万4,000円にするものでございます。

初めに歳出について御説明申し上げます。事項別明細書の議案書37ページでございます。

総務管理費でございますが、マイナンバー制度の導入に伴いまして今回システム等の賃借料等に増減が発生してございます。

それから、財産管理費4目財産管理費の旧宮城理容美容専門学校施設管理費に工事請負費835万6,000円を追加してございます。こちらは書棚取り付け工事の請負費でございます。

前後しますがその上の文書広報費の文書一般経費の中で文書整理業務委託料12万円、こちらのほうは書棚取り付け工事を行った後、文書の搬入及び整備等につきまして業務委託をする委託料でございます。関連した事業でございます。

次のページお開きください。

次のページ、39、40ページでございますが、住民戸籍基本台帳費、こちらのほうにつきましてもマイナンバー制度の導入に伴います臨時職員の人件費及びネットワーク機器購入費合わせまして83万8,000円の追加をお願いしてございます。

次に民生費、3款民生費に移らせていただきます。

1項社会福祉費の社会福祉総務費でございますが、健康福祉センターさるびあ館の2階にあります牛飼児童館へ上っていく外部階段改修工事費請負費159万8,000円。かなり老朽化しまして、その改修工事を行いたく159万8,000円を追加してございます。それからその下、社会福祉一般経費基金積立金、福祉基金積立金2,734万7,000円につきましては、平成26年度に一般会計から介護保険のほうに介護保険のサービス給付が計画以上に増加しまして資金的に不足した

関係から、一般会計から2,734万7,000円を一時的に繰り出してございます。それが今回9月の補正で介護保険特別会計から一般会計に返還されますので、その返還されたものを福祉基金積立金に戻し入れる、積み戻すという形でございます。

それから、同じく介護保険関連ですが8目の介護保険費に介護関連施設整備事業の補助金8,635万6,000円を追加してございます。これは財源内訳のところをごらんいただきますと、県の支出金でございます。介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金というのが県から認定されまして今回同額を歳入にも追加してございます。これはグループホームを18人用のグループホーム1つと、それから9人用のグループホーム1つという形で2つを整備するというものでございます。これはまだ事業者が決定してございませぬ。現在事業者を公募している最中でございまして、予算が認められ次第事業者を決定していくということで進めてございます。

次、41ページ、42ページ、児童福祉費のほうに移らせていただきます。

児童福祉費の一番上でございますが、他市町保育所委託料。当初予算では15人で計画しましたが、24人というふうにあふえてきてございます。1,464万7,000円追加させていただきます。国県のほうから合わせまして900万1,000円の財源がつかます。それから保育所費と児童館費で、それぞれ小牛田保育所、小牛田保育所分園、青生児童館、南郷児童館、それから不動堂児童館、ここは修繕料につきましては遊具の安全点検を行ったところ危険箇所が発見されたので、それぞれその部分を直すということです。遊具の修繕でございます。青生児童館につきましては、60万4,000円ほど予算を追加してございますが、そのうちの40万2,000円が遊具でございます。20万2,000円は浄化槽の上に上がっています、それを修繕するものでございます。それから工事請負費につきましては、南郷児童館のほうに追加させていただいております。こちらは防水工事請負費、玄関の部分とそれから倉庫の部分で雨漏りが発生しています。そちらのほうの防水のための工事を149万9,000円で追加させていただいております。それから正面玄関の門扉の交換です。開け閉めがかなり老朽化している関係できつくなっています、その門扉の交換をお願いするものでございます。53万5,000円でございます。

次に、5款の労働費に入らせていただきます。1項失業対策費の緊急経済雇用対策費でございますが、県支出金精算返還金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金精算返還金1,575万でございます。こちらのほうは財源のほうに書いてございますが都市計画基本図データ整備事業、こちらを平成25年度予算で26年度への繰り越しで実施しました。こちらのほうでこれを受託しましたアジア航測株式会社のほうから精算返還金として返還されましたので、1,575万円を財源として支出されさせていただいた県支出金に戻すということでございます。

次に、43ページ、44ページに入らせていただきます。

1款農業費1項農業費でございますが、農業振興費には産業活性化拠点施設整備推進事業としまして42万円、報償金、それから職員の普通旅費等を追加させていただいております。

それからその下、農業集落排水事業の300万につきましては南郷の二郷地区の雨水排水施設の実施計画作成業務を300万追加させていただきます。

それから8款の土木費でございますが、道路橋りょう測量等業務委託料としまして道路が民地のほうに入り込んでいる場所がありまして、境界が曖昧になっているところの境界画定でございます。測量を3カ所ほどございます。浦田上線、それから化粧坂駅前線、駅前大通り線、これは丸協さんの近くです。3カ所の測量等業務委託料290万でございます。

それから10款教育費でございます。教育費につきましては、最初の植栽管理業務委託料、除草業務委託料、それぞれ137万2,000円と21万5,000円を追加お願いしておりますが、これは旧中埠小学校跡地でございます。こちらのほうの植栽管理、除草業務のほうに追加をお願いしております。それから南郷小学校体育館の排煙窓オペレーター等改修工事、こちらのほうが109万8,000円、排煙窓が確認したところ開閉ができなくなっているということで改修を行うものでございます。

それから教育振興費のほうの非常勤講師報酬につきまして、小牛田小学校がでございます。教員の方が長期休暇に入りまして、その後のつなぎといたしますか、教務主任の方がその先生のかわりに入って教務主任が行っていた役割を非常勤講師で行っていただくという形になります。それから、小学校費中学校費の教育振興費に上げておりますが、教材備品購入、これは財源のほうの原子力エネルギー教育支援事業補助金、こちらを充当してございます。県のほうからこの補助金が小学校費中学校費につきましたので、これに伴いまして教材を購入し原子力あるいはエネルギー等の教育に使っていくものでございます。

それから、中学校費の学校管理費の一番下にございますが南郷中学校の体育館のカーテン改修工事請負費として356万円でございます。

それから、45、46ページでございますが、45、46ページで同じく学校管理費でございますが一番上にございます。不動堂中学校の東倉庫改修工事請負費ということで181万7,000円でございます。かなり木造の古い倉庫でございますが、1階と2階がございまして2階部分はかなり古くなって解体せざるを得ないということで、2階部分だけを解体して1階部分だけを使えるように屋根をつけるという感じでございます。

それから教育振興費は先ほどもお話ししました原子力エネルギー教育支援事業費補助金、こち

らが中学校費につきましたので同じように教材備品の購入23万6,000円を購入するという事です。小学校のほうの教材備品購入費につきましたは、放射能、放射線等の教育のもの、それからこちらのほうにつきましたはエネルギー関連の教育教材部品の購入、DVD等の購入になっています。

それから、次が幼稚園費でございますが、幼稚園費につきましたは私立幼稚園の通園者がふえたことによって就園奨励費の追加でございます。55万8,000円追加してございます。文化財の印刷整本費につきましたは、南郷の戦時中の資料が公文書として発見されましてそれらのプレミアといいますか、複製版をつくるということでございます。

それから、保健体育費でございます。保健体育費につきましたは、体育施設費として野外活動施設のほうに遊具の改修工事、遊具昨年チェックしましたがそれにかわるものとしてそれを設置させていただきたいということです。

それから、楽天球団のロゴ看板設置工事の請負費56万2,000円。これをつけることによって1年に1回2軍の選手ですか、スポ少の指導に当たってくれるということです。野球場の正面に設置します。それから中埴運動場の仮設トイレ、現在1基ございますがそれにもう1基追加する工事でございます。

それから、学校給食費でございますが、今回、公会計システムに移行するのに伴いまして学校給食費の収納管理システムの設定業務委託料としまして426万6,000円の追加でございます。

次、歳入でございますが、歳入の事項別明細書33ページから34ページでございます。

使用料につきましたは、保育所延長保育料の追加。

14款県支出金の5項県補助金8,635万6,000円、こちらのほうは先ほどお話ししましたグループホームの整備に伴う県からの支出金ということになります。

それから一番下の17款の繰入金、特別会計繰入金につきましたは、介護保険特別会計繰入金、こちらのほうは先ほどお話ししました前年度26年度に一時的に一般会計から貸し出した金額、それを戻していただくのが2,734万7,000円。残りの金額につきましたは26年度の繰出金の清算に伴うものでございます。

次が財政調整基金で財源はこのようになっています。

それから諸収入でございますが、先ほどお話ししましたアジア航測株式会社から都市計画基本図データ整備事業委託料が1,575万返還されましたので、これの歳入でございます。これを同額県のほうに返還するという形です。

一応、一般会計の歳入歳出の内容でございました。

第2条につきましては、28ページ例規管理システム更新業務ほか2件ございますが、これらの各業務につきます期間の設定と限度額の追加でございます。一番下の学校給食費関連につきましては、これは新しく発生したものでございます。そのほか4件につきましては、今回、契約年度が終了することから、28年度以降の期間についての額の追加でございます。

以上が一般会計補正予算の内容でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。いいですか中埜運動場は。（「なし」の声あり）それでは、57号お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） それでは、議案第57号美里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ510万9,000円を追加しまして36億7,793万7,000円にするものであります。内容につきましては、事項別明細書57ページ、58ページでございます。

まず、3款の後期高齢者支援金、4款の前期高齢者納付金、それから6款の介護納付金につきましては、これは平成27年度の負担金の額の決定が社会保険診療報酬支払基金のほうから通知がございました。それにあわせて概算で予算計上しておりました金額とその調整でございます。それにより3款と4款については追加、それから6款については減額とするものでございます。

そして11款の諸支出金につきましては、これは一般保険者の保険税の還付金、遡及喪失に伴います還付金とそれから社会保障診療報酬支払基金への精算返還金でございます。

歳入につきましては、55ページ、56ページでございます。前期高齢者交付金の平成27年度の支給額の決定の通知に伴います減額、それから繰越金による充当でございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、58号をお願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） それでは、議案第58号美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

こちらのほうにつきましても歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ693万1,000円を追加しまして、23億1,053万1,000円にするものでございます。

歳出は69ページ、70ページでございます。



あと主に支出金としまして6款の諸支出金、こちらのほうは平成26年度の給付額の確定に伴いますそれぞれの返還金でございます。それから、同じく6款諸支出金の2項繰出金ですが、これは先ほどお話ししました平成26年度に一時的に一般会計から繰り入れした2,734万7,000円と、それから26年度の給付金が確定に伴う繰出金の清算によります105万8,000円、合わせて2,840万5,000円を一般会計に繰り出すものでございます。

それから、基金積立金のほうの減額につきましては、前のページの67、68ページでございますが、歳入でそれぞれ支払基金の交付金、過年度介護給付費の支払基金の交付金でございますが、この364万8,000円と繰越金328万3,000円を歳入に予算化します。それで今回支出を必要とします歳出の6款諸支出金の財源がこれで足りないものですから、足りないものなので当初予算で予定していた準備基金への基金積立金6,455万5,000円を3,608万6,000円に減額して歳入歳出をあわせたということでございます。

介護保険につきましては、以上の説明でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、59号お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） それでは、第59号水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

72ページでございます。

こちらのほうにつきましては、第2条のみでございます。債務負担行為の追加でございます。これまで業務委託を進めてきましたが、浄水場等運転管理業務や簡易水道メーター検針業務、漏水業務、水道メーター交換業務など約39件の業務委託をそれぞれ個別に行っていました。これを事務事業の効率化、トータルコストの削減を目標としましてそれぞれ関連する事業をまとめたものでございます。美里町浄水場等運転管理業務委託業、こちらのほうにつきましてはこれまで36件の委託案件を行っていたものでございます。メーター検針、交換及び収納率向上対策業務委託料につきましてはこれまで3件の業務委託をまとめました。それで先ほどお話ししましたように一体的に業務委託を一つの会社といいますか、一つのところをお願いするという形で効率化を図っていくものです。期間については3年間をお願いしてございます。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、60号お願いいたします。

企画財政課長（須田政好君） 議案第60号美里町病院事業会計補正予算について御説明申し上げ

げます。

こちらのほうについては、2件ございます。最初に資本的収入及び支出の変更について、76ページで説明を申し上げます。

最初支出のほうを申し上げます。資本的支出の中の建設改良費について、有形固定資産改良費で4,968万円減額してございます。これは当初の予算の全額でございます。内容は、パッケージ型自動消火設備工事というものを予算化しましたが、こちらのほうは全額減額しています。その理由としましては、3,000平方メートル未満の施設でもスプリンクラーの設置が義務づけられましたが、その経過措置がさらに3年から10年に延長されたこと、その延長された理由としてスプリンクラーが基準に該当しているかというのがまだ公表されていないそうです。その公表される前に先に整備をしてしまうと、もしかしたらその基準に適さないものであるかもしれないということで、消防署の防火査察の際に5月に来たんですが、その整備についてはもう少し見合わせたほうがいいたろうと、消防庁のほうでしっかりとした基準を示した後にその基準を見て工事に入ったほうがいいたろうというアドバイスを受けてございます。それで27年度に実施する予定でございましたこのパッケージ型自動消火設備工事につきましては今回全額減額し、今年度以降にさせていただきたいという考えでございます。

次に、2目の有形固定資産購入費につきましては、これはそれぞれ医療器械備品購入の入札執行後の残額の減額でございます。収入につきましては、先ほど歳出の減額と合わせまして建物建設改良については4,900万、それから器械備品購入につきましては100万の企業債の減額でございます。前のページの74ページの第4条では、企業債発行につきます限度額の減額をお願いするものでございます。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）では、61号お願いいたします。

総務課長（伊勢 聡君） 議案第61号権利を放棄することについて御説明を申し上げます。

美里町営住宅使用料、住宅の明け渡し訴訟に要した費用及び住宅の強制執行に要した費用について、生活困窮などの理由によりまして回収不能となった債権について権利を放棄するものであります。地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

委員長（大橋昭太郎君） これもあしたの全協の中に入っていますね。

総務課長（伊勢 聡君） 全員協議会に入れさせていただいています。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）そうすると62号終わっていますので、以上ですね。

それでは、大変執行部の皆さん御苦労さまでした。(「あとほら確認しないと」の声あり)じやあ、引き続きお願いいたします。

総務課長(伊勢 聡君) それでは、2点ほど議長さんからお話にありました件でございます。

第1点目の空間放射線量の測定の件でございますが、これまで平成23年から行ってききました。が今回の場合、通常0.07ぐらいなのが6月2日0.1ということでございますが、測定機器の不備とかということは考えられず、やはり本当にまれなんです。そのとき何かの気象状況か何かの関係で高く出るときがあって、それでこの3年間の平均的な数値が大体不動堂の場合0.07ぐらいから0.1ぐらいまでの間なんです。かなりそれと少しずつは下がっているんですがその範囲内に入っているんで、特別な危惧はしていないということでございます。(「今までもそういう経緯があったんですか。上がり下がり。年数経過しているのにと考えたからさ」の声あり) 不動堂だけでなく別な箇所でもそういったことが起きたというところもあったと。本当まれなんですけれども、ただ、はかり間違いでもないし、機器のほうは点検していて不備ではないということで、やっぱり何らかの形で。(「地面は何センチだっけ」の声あり) 5センチです。私も最初の頃測定を経験しているんですが、やっぱりこう見ているとどうしてもポイント上がったとか、そのときによって確かにあることあったんです。(「3回やって平均だっけ」の声あり) そうですね。今まで不動堂中に限ってお話しますと、平成23年度が0.07から0.14、それから平成24年度が0.07から0.12、それから平成25年度が0.04から0.12とだんだんと下がってきておまして、平成26年度におきましては0.04から0.1の間だったということです。平成27年度に入りまして先ほど6月2日0.11と高い値は出ているんですが。(「過去にはそういう経緯があったと」の声あり)

あと2点目の教育委員会関係の点検評価につきましては、教育委員長から口述でお話をしまして、それ以外にはお配りしたものについての内容については説明するということはないという、説明する考えではないというふうなことです。教育委員長の口述では(「その口述の中に若干は何かそういう部分あるのかと」の声あり)(「最初の何年間かは、2年ぐらいかな、全協の中で報告していたんですよ」の声あり)(「しないっていうんだから仕方ないんですけども」の声あり)(「要点的なことでもいいからやればいいんじゃないですかという思いを。口述の中にさ。教育委員会と相談して」の声あり)わかりました。

委員長(大橋昭太郎君) 大変御苦労さまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。再開は2時5分前。55分。

午後1時48分 休憩

---

午後1時55分 再開

委員長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

総務課長のほうから先ほどの関係で、シールで修正するという部分なんです、その点についてちょっとこれでどうかということがあったものですから、課長のほうから。

総務課長（伊勢 聡君） どうもたびたび済みません。

先ほど御審議いただきました議案第62号関連の決算書の修正の関係なんです、決算書の水道の9ページの処分計算書（案）の案を取る関係なんです、先ほど修正テープというお話をさせていただいたんですが、今このように修正用テープがあるんですがこれで案を消させていただきたいなと思ったのですが、よろしいでしょうか。（「いいよ」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） テープでということですね。よろしいですか。（「はい」の声あり）  
それでは、その方法でお願いいたします。御苦労さまでした。

それでは、続きまして請願が参っております。請願1件参っていますが、松本さん、紹介議員橋本さんという形で出ております。美里町議会議員の政治倫理に関する条例の制定を求める請願についてですが、議運の中でこれをどういうふうにしたらいいかということでございますが、いかがいたしましょうか。我妻委員。

委員（我妻 薫君） この表題を見ますと、議員の要するに議員全体にかかわる問題でございますので、普通でしたら常任委員会付託というふうになるかと思いますが、どちらかの常任委員会ってならないんじゃないか。全体でやれる方法がいいのかなというふうに思います。

委員長（大橋昭太郎君） 請願に関しては委員会に付託するとなっておる関係から、そうしますと我妻委員からは全体で審議する方向ではどうかということですが、ほかにございませんでしょうか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 我妻委員の考え方で大いに賛成です。やっぱり互いにどういうことのもつて出されているかということは全体で話し合ったほうが、分科会でやってお互いに自分自身のことを検討してほしいと思いますので、そういうことで全体でやることと、できれば町民の考え方というのを十分議会も受け入れよう。それが民主主義国家の議会のあり方ですから。できれば今回松本さん、請願者これも含めて仮にこれに至った経過を私は紹介議員ですけれども、私も話せれば話しますけれども松本さんからお聞きになるような、できればとってほしいということ。2つです。最初は我妻氏の考えに賛成で、それからもう一つは町民を呼んで（聴取不能）聞きなさい。こういうことです。

委員長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。そうしますと、それでは全員でやる方向ということで、会議規則になるかと思うんですが請願の委員会付託の部分になりますけれども、この70条の2項になるわけですか。議会の議決で特別委員会に付託することができるになっております。そうしますと、議会の議決によって特別委員会に付託することができるということになるかと思いますが、その方向でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）そうするとこの関係も今度は日程の中に盛り込まれてきますよね。これどうなんですかね、議会で特別委員会に付託というときは、特別委員会はその後設置になるわけね。

議長（吉田眞悦君） 特別委員会の設置、付託とするということの決議をしなければいけないですよ。そしてその後に議長口述からすればその案件については全議員で議長を除く、いたしたいと思うということで上がって議決をいただければ、皆さんがそれでよしということに判断していただければ、あとは特別委員会を設置したときには正副委員長については設置した日に決めなきゃいけないというふうに。だから、休憩を挟んで特別委員会、年長委員さん、正副委員長を決めてもらうまではその日のうちにやらなきゃいけないと。

委員長（大橋昭太郎君） その日のうちね。議決後すぐということに。

議長（吉田眞悦君） いいんじゃない、かえって。

委員長（大橋昭太郎君） そのほうがいいのか。

議長（吉田眞悦君） そしてそれが全部委員長決まった後については、また本会議に戻って残りの分をやるという。

委員長（大橋昭太郎君） そうすると考え方とすれば、通年の特別委員会ではないということですね。（「はい」の声あり）新たにということですね。新たな特別委員会を設置しということですね。それはその方向でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、そのようにしたいと思います。この件に関して以上でよろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、議員派遣の件につきまして。局長のほうからお願いいたします。

議会事務局長（吉田 泉君） 現在のところ、まず1点目です。10月1日県北議長会開催予定の第8回県北地方町議会議員研修会、交流会ですね、これが色麻町で開催されます。

次に、11月18日県議長会が主催の平成27年度議会広報研修会、こちらは仙台市におきまして開催される予定です。

次に、10月20日、21日にちょっと日時が逆転していますが、全国議長会主催の平成27年度全国広報研修会、こちら東京都で開催される予定でございます。

次に、まだ開催日が未定となっておりますが大崎広域の事務組合が主催の議員交流会議大崎

地域市町議会議員、交流会議というのがございます。昨年ですと10月の末開催予定でしたが、今のところまだ日時が決定されておりませんで、予定では11月の上旬になるかもしれないというお話を聞いておりますが、現在のところまだ未定でございます。

最後に、本日御協議いただくことになるかと思いますが、議会運営委員会の所管事務調査。以上、5件になるかと思えます。よろしくお願いいたします。

委員長（大橋昭太郎君） 以上の5件。橋本委員。

委員（橋本四郎君） ちょっとそれに関してお話ししたいことがあるんですけども、広報なんかはこれはだよりの皆さん方がお出になるからいいんですが、今最後に大崎広域事務組合の話出ましたよね。実は、たしか山岸君だと思うんですけども火葬場でもめているという、町長にしたことがある。本会議で。彼が審議している機関の構成員なんですよ。大崎広域事務組合でやっている。だから本来は彼が一番先に知らなくちゃならない。これはなんでこういう話するかという、実は北浦地区の谷地あたりから火葬場つくらないでくれという要望あるんで。仙台行けば仙台は北ですよ。一ノ関の場合にも山の中です。だから町の真ん中に火葬場つくらないことないです。都市計画法から言えば。でもできれば人が焼かれて今は煙は出ないけれども、やっぱり焼かれるそばにあるというのは余り感じよくないな。こういう感じから、谷地から線路の南側の人たち、つくらないでほしいという声が私のところへある。最近はまだ決まったという話で、敷玉のほうに。ただ場所の選定が地権者との間に成り立たないので、わからないと。そういうこと、ある程度大崎広域事務組合で話出たら、こういうことはありますよというぐらいの報告を出席している人が報告をしてほしいです。これは後期高齢者のほうもあります。あれは仙台の市長が議長ですよ（「連合長です」の声あり）話が出ているからということで報告行ってるからわかるべって報告書だけでしょ。だから議論の過程がわからないから、大ざっぱにこういうことの論議がありましたぐらいのことをそのたびに出してもらえれば助かるんですけどもね。私は特に後期高齢者も金のかかることがだんだんふえているわけですから。これ何とかしなきゃだめだと思っているのに、調べるのに実は大変なんです。そういうことで、どうでしょうそこに出席されている大崎広域事務組合とか後期高齢者の協議会に行っている方は終わってきたらこういう経過あるよということを報告を何かでほかの議員に伝える方法をしてもらえないかというお願いです。

委員長（大橋昭太郎君） 議長。

議長（吉田眞悦君） 今、橋本委員から大変前向きなといいますが、意見を頂戴いたしました。確かにそういういろんな関連の議会等にも出席している、私も過去には後期高齢者行ったこと

もありますけれども、一応事務局に資料は用意してありますから見てくださいというのが今までのやり方です。確かに、これあくまでも今後ですけれども、全協とか別に本会議どうのこのじゃないからそういう中でまず報告できるものについては報告するように努めてやっぱりいくべきだなというふうに思っていますので。（「お願いします」の声あり）これからね、今後そういう特に今言われたようなやっぱり皆さん非常に関心を持たれている部分も当然、消防もだけれども、当然出てくるわけですから。特に広域関係の事務組合の関係では、1年に1回全議員に対して、これからは11月なんかもされるという話だけれどもその中にはあるんですが、まず要点報告ということになるかと思えますけれども、それらについて今後努めていくようにしたいと。（「お願いします」の声あり）

それとあと橋本議員、誤解を招くと非常に困るんでちょっと言っておきますが、火葬場の位置については決まったということではまだないんです。決定ではないんで、ただ大崎広域事務組合としてその火葬場の候補地を4カ所に絞ったと、その4カ所の中にある地域そのあくまで、その近辺ということだね。点を落としたところということじゃなくて、その近辺ということ今選定作業で800万円の予算かけて今選定作業を行っているところということで、その橋本さんが言われた場所がまだ決定したということではありませんので、ただ候補地の1つだということですので、その点はちょっと誤解のないように。

あともう1つ、今橋本さんが言われたところについては、家畜市場から行ったところのエリアのことを言っているんですよね。（「それはわからないの、聞いたかったの」の声あり）そうですか。今4カ所のうち、2カ所の要するに旧古川の分なんですけれども、そこの地域の方々からは逆に来てくださいと要望が出されていると。ちょっと今の美里の側からするとまるきり反対のことなんだけれどもね。そういう要請書も広域には届いているというようなことをまず、ちょっと誤解を招かないようにということでそこだけ報告しておきたいと思えます。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩します。

午後2時09分 休憩

---

午後2時10分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

それでは、この議員派遣の件につきましてはよろしいですか。（「はい」の声あり）5件ね。

続きまして、閉会中の所管事務調査です。

委員（橋本四郎君） 5件って言ったけど、10月1日、11月18日、10月の20日、21と11月上旬

で4つしかないのでは。

委員長（大橋昭太郎君） 議運の所管調査。

委員（橋本四郎君） 議運もあるの。

委員長（大橋昭太郎君） まだ日程的にはちょっと決まっておりませんで。

閉会中の所管事務調査の件について。お願いします。

議会事務局長（吉田 泉君） 5件になります。

まず1点目が行財政議会活性化調査特別委員会ですが、美里町議会委員会条例第7条の2第2項に掲げる事項。議会運営委員会につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項。議会だより編集特別委員会につきましては、議会だより第42号について。総務、産業、建設常任委員会につきましては、原子力災害対策について。教育、民生常任委員会につきましては、学校給食費補助制度及び食材の地場産品利用拡大について。以上5件でございます。

委員長（大橋昭太郎君） 何かございますでしょうか。よろしいですか。

議会事務局長（吉田 泉君） 済みません。先ほどの特別委員会設置ということで、請願のほうのほうも多分閉会中になるかとは思いますが。多分そちらのほうに先にやられると思っております。後ろの部分では5件ということです。

委員長（大橋昭太郎君） わかりました。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、一般質問の発言順序について入りたいと思います。福田委員。

委員（福田淑子君） まず私の一般質問なんですけれども、2番目の小学校放課後児童預かり事業についてと出したんですけれども、放課後児童クラブというふうに訂正を（「児童クラブね」の声あり）中身は放課後児童クラブという。（「クラブ事業なんですか」の声あり）クラブ（「だけでいいのね」の声あり）ええ。（「について」の声あり）について。放課後児童クラブについてということと、それから質問要旨の4ページなんですけれども、3の なんです本庁舎から中央公民館に移動をしたの部分をなくなったというふうに訂正をお願いしたいと思っております。（「なくなった」の声あり）なくなった理由について伺います。本庁舎から中央公民館に移動をしたまでを、なくなったというふうに変えていただきたいと思います。（「本庁舎から中央公民館に移動をしたを削除ね」の声あり）削除です。（「そこをなくなったに」の声あり）はい。お願いしたいと思っております。（「この訂正部分というのは執行部に。あんまり、そんなに変わらないんだよね」の声あり）呼び名は課長から言われた。

議長（吉田眞悦君） 今の の立て看板の件については、移動したということ、ここにあるやつをあそこさ移動したってということになってしまう。だから前につくった、ここさやっていた3



階のところ。ね、福田さん。だからそいつを逆になくした理由ということなのさ。だからまるきり違ってくる。

委員長（大橋昭太郎君） 訂正するのはよろしいかと思いますが、これどういったような形で執行部に伝えたり、議員の皆さんに伝えなきゃいけないのかなのか。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 議員の質問権というの保証しなくちゃいけないから、内容的にちょっと間違いありますと言ったら、それで済むものなら本人のとおり訂正して、伝える方法は皆さんのほうで考えてと、こういうことでいかがでしょう。

委員長（大橋昭太郎君） 事前に執行部は伝えていただいてということになるかな。そして（「執行部には伝わっているから。きのう課長会議しているから」の声あり）だから訂正分を伝えなきゃないだろうと思うし、あと議員の関係、議員にもだな当然そうなる。（「いや議員はまだ皆さん配付していないから」の声あり）配付してないから。（「議運の今ここだけの話、皆さんだから」の声あり）そうするとどうなるんだろう。（「議員のほうは修正して、ただ行政側のほうに実はこういうことでしたということ納得してもらおう」の声あり）それでいいですか。あとこの部分だけ差しかえて印刷してもらったほうがいいんじゃない。議員には配付になっていないそうだから。直したやつで配付でいいんでないですか。（「そういうのできるんだっけ」の声あり）暫時休憩します。

午後 2 時 17 分 休憩

---

午後 2 時 29 分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

福田委員、もう一度お願いいたします。

委員（福田淑子君） 放課後児童預かりの事業についてというふうに訂正をお願いしたいと思います。（「のを入れればいいですね」の声あり）よろしく申し上げます。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）それじゃあそのように。そして訂正につきましては、執行部のほうには事務局のほうから伝えてもらうという形でよろしいかと思いますが、よろしく申し上げます。それから、議員への配付についてはちょっと直した形で配付するということよろしいですね。（「はい」の声あり）傍聴者も同じですね。そういうふうをお願いしたいと思います。

それでは、順番について副委員長よろしく申し上げます。

議会事務局長（吉田 泉君） 抽選のほうを始めさせていただきます。それでは受付順に抽選

させていただきます。10番橋本四郎議員、3番です。12番山岸議員、5番です。次は2番福田議員、6番です。11番吉田議員、4番です。次は7番大橋議員、1番です。次は9番鈴木議員、7番です。次4番柳田議員、8番です。最後は14番前原議員、2番です。

順番に申し上げます。7番大橋議員、次が14番前原議員、10番橋本議員、次が11番吉田議員、その次が12番山岸議員、次が2番福田議員、次が9番鈴木議員、最後が4番柳田議員です。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） 続きまして、会期及び議事日程についてです。

議会事務局長（吉田 泉君） 今回は、今お示したように会期及び審議の予定表のとおりなんですが、会期としては連休明けの24日までを一応予定といたしました。全体の流れはこちらに記載のとおりになっています。こちら記載になっておりますが、9月18日に交通安全町民大会がこれは10時から予定されておまして、敬老式の準備もありますということで18日の金曜日につきましては休会という形になっております。とりあえず案として作成させていただきました。あとは最終的に配付するものにつきましては、9月5日こちらが防災訓練です。消防防災訓練が9時から予定されておりますので、この辺を書き込んだ形をとらせていただきたいと思います。以上です。

委員長（大橋昭太郎君） 橋本委員。

委員（橋本四郎君） 7時だか9時からと書いてあるけれど、あの車、バスはしょっちゅう走っているんですか、向こうに。あそこの。（「防災訓練ですか」の声あり）9時半に行ってしまうばあとは来ないわけか。その前に来なくちゃいけないかな。バスのコース。（「議員さん皆さんに案内文行きましたよね」の声あり）うん。（「そしてその中にシャトルバスの時間帯が書かれてなかった」の声あり）7時半からとかって書かれている。その間は1回で終わりなのかどうかと聞いている。

委員長（大橋昭太郎君） シャトルバスだから何回も出るんじゃないですか。9時ごろまでの運行だと思う。行きは。帰りは今度は何時からだ。（「下で確認すれば」の声あり）そうですね。よろしいですね。（「はい」の声あり）

一般質問の関係は2日ですけれども、一応4人、4人ということでよろしいですね。4番までということですね。一日目。あとは特別よろしいですね。先ほどの62号の関係で4日目までにはそこまでいきたいということでございますので。じゃあこのとおりとしたいと思います。

議会事務局長（吉田 泉君） あと請願のほうなんですが、24日ということでよろしいでしょうか。（「最終日、今までどおり」の声あり）

議長（吉田眞悦君） ちょっと委員長、この日程これあくまで予定だからだけれどもさ。その審議の進みぐあいということもありますが、今言われたとおり1日、2日目については一般質問のみということで今回ちょっと人数が少なかったんで、例年のような残業してまでは恐らくないだろうと思いますけれども、それで一応2日間一般質問のみで。あと3、4日目で報告第5号から始まって議案第62号までということに一応なるのかなというふうに思っています。それで、その後に9月7日第7日目なんですけど、もしそうなった場合にはこれ監査の関係もあると思われまので、剰余金の関係で、そうなったときには9月7日は午後からの開会ということで、午前中、その前に監査できればですけども。ただそうなった場合に議案終わるとすぐもう9月8日の分が入ってくるわけだから。だから、9月7日をそういう監査業務ということで午後から開会すればちょっといいのかなと。ただあと、皆さんの例えばだけれども常任委員会等での会議をしなければということがあれば9月7日の午前中来ていただいても結構だけれども。一応、進みぐあいによってはそういう手だてもあり得るということだけです。まだ決定ではないです。進み次第だから。そのような考えを私は思っているということだけ解釈してください。あとずっとって、さっき局長からも説明ありましたがけれども9月の18日は分科会終わって委員長報告をつくらなくてはならないということもありますので、あと交通安全の町民大会ありますから9月18日は一日休会、そしてここで連休くるんでちょっと6日間の連続休会ということになりますけど、あくまであと24日再開してこの日で終わりというような日程を進めていきたいなと思っておりますので。6日間休会なんだ。それでよければ。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）我妻委員。

委員（我妻 薫君） 4日までに62号まで。その次の週明け7日は認定に入ると。（「補正が入る」の声あり）

委員長（大橋昭太郎君） これ詳細説明はないんだっけか。（「詳細説明は9月8日を予定していた」の声あり）8日からね。（「だからそうじゃなくて9月の7日の午後から監査委員さんの報告から始まって、そしてそこで詳細説明に入れば9月8日は余裕して終わるでしょ」との声あり）（「詳細説明は監査委員さんの報告前に終わるんですよね」の声あり）うん。そうでなかったっけか。（「普通ですと何番まで詳細説明終わってその翌日に監査委員さんから報告あって、総括質疑であと委員会付託」の声あり）7日は大分短くなったけれども7日は丸々詳細説明かもしれない。（「62号までどのぐらいかかるかってことなんですけれども、下手すると4日の審議の次第ですけども4日の午前中で終わる可能性だってあるんです」の声あり）あるね。（「3日の頭から一気にやった場合4日の午前中に終わる可能性あるんです」の声あり）（「監査委員

さん4日でもオーケー」の声あり)、「さっき大丈夫だって」「さっき私確認したんですけれども取り消しいたいて、従来どおり」の声あり)、「7日が詳細説明」の声あり)、「いつもですと10時から始めて3時ぐらいに終わっていますので詳細説明。ただ今回は議長のほうからもありましたようにもう少し張りつけて前年で大きく変わったところとか、不用額の部分とかその辺のみということでお話していますので例年よりも詳細説明の時間は短くなるのかなとは思っているんですが」の声あり)、「監査委員さんはあくまで8日の日と」の声あり)そうですね。(「統括質疑も含めてそのようにしますので」の声あり)はい、わかりました。

それから議発もあるんだね。その他でいいですか。(「議発はその他で改めて配付いたします」の声あり)わかりました。ということでございますので。

それから、陳情要請等ということで陳情が参っております。1件です。

暫時休憩します。

午後2時46分 休憩

---

午後2時52分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

この陳情に関しましては、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情に関しましては配付のみとしたいと思いますがよろしいですか。(「はい」の声あり)それではそのようにお願いしたいと思います。

その他について。

それでは、3時まで休憩いたします。資料配付のため。

午後2時52分 休憩

---

午後3時00分 再開

委員長(大橋昭太郎君) それでは、再開いたします。

会議規則、それから委員会規則、それから申し合わせ運営基準、それぞれの改正する部分ですが局長説明お願いできますか。

議会事務局長(吉田 泉君) こちらにつきましては、さきに27年6月2日に県議長会のほうから標準の町村議会会議規則等の改正についてのところですね、さきに通知が来ておまして、さきの議運でしたか後でと。時間的なものもございまして、後で改正するという事になっていた件でございます。中身につきましては、出産に係る部分を2項として、どちらも同じ文言

になります。追加するものでございます。あと運営基準のほうですが、こちらはさきに実施要綱の改正をしているところなんです。実施要綱の部分と運営基準の部分で議会報告会の例えば回答書を閲覧に供する場合、こちらの運営基準のほうには本庁舎、南郷庁舎及び各コミュニティセンターと入ってありました。要綱のほうはホームページとあと町の行政情報コーナーということでこういう表現になっておまして、そこもちょっと整合性がとれていなかったという部分でございますので、実施要綱のほうにあわせまして改正案の形で改正するものでございます。以上でございます。

委員長(大橋昭太郎君) そうしますと、会議規則と委員会規則に関しては議発の形で(「はい」の声あり)最終日ということになりますよね(「そうです」の声あり)それから(「8号と9号になるだろうと」の声あり)それから、運営基準についてはこれは(「これはあしたの全協」の声あり)橋本委員。

委員(橋本四郎君) こういう提案に私反対なんです。何であろうとも行政でも議会でも発行するものというのは多くの町民に見てもらいたい、見てほしい、見て関心を持ってもらう。それが一つの議会の運営のあり方なんです。ホームページってやっているのは大体町民の半分ぐらいしかいないと思うの私。半分の人というのは、活字を読む以外にない。それが今までコミュニティセンター、行政情報コーナーというのは玄関でしょう。あそこだけ。(「違うよね」の声あり)

議会事務局長(吉田 泉君) 行政情報コーナーは本庁舎であればあそこの入り口のところです。

委員(橋本四郎君) あと各コミュニティがあるの。

議会事務局長(吉田 泉君) 各コミュニティではもう閲覧に供していないんです、もう既に。閲覧に供していないんで、実施要綱にそえるという形です。

委員(橋本四郎君) それから138が従来は本庁舎、南郷庁舎及び各コミュニティセンターで閲覧するというやつを何カ所ぐらい置かなくちゃいやつを1カ所にしたらサービスが低下するってならないですか。

委員長(大橋昭太郎君) この行政情報コーナーに関しては、この窓口だけじゃないですよ。

議会事務局長(吉田 泉君) 行政情報コーナーはそれぞれ1カ所1カ所のところということです。

委員(橋本四郎君) 庁舎だけでしょう、あるのは。

議会事務局長(吉田 泉君) そうです。本庁舎と南郷庁舎と。

委員（橋本四郎君） それだけでしょう。

議会事務局長（吉田 泉君） 1カ所ずつ。

委員（橋本四郎君） だから今まで何でコミュニティセンターで広くやったやつを狭くするの  
かということ。私は反対だと。これは必ず町民から出るよ。

委員長（大橋昭太郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時04分 休憩

---

午後3時10分 再開

委員長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

会議規則、それから委員会規則に関しては24日最終日に議発として出したいと思います。それから、この運営基準に関しましてはあしたの全協の中で議長のほうから話されると思いますので、よろしく願いいたします。（「全協のときは、この規則の関係も前振りはしておきますから、あしたは」の声あり）そうですね。お願いいたします。（「当然提出者は委員長でいいでしょうから」の声あり）

議会事務局長（吉田 泉君） あと、委員派遣報告書が提出されておりますので、こちらは配付という形にさせていただきます。

あと今の議発の件ですが、こちらの提出者。後でということですか。何人で。

委員長（大橋昭太郎君） 議運の皆さんでいいですよ。会議規則、委員会規則に関しては提出者とあと。（「橋本委員、規則については特に異論はないでしょうから」の声あり）

委員（橋本四郎君） （聴取不能）

委員長（大橋昭太郎君） だから提出者とあと5人の議運のメンバーでよろしいですね。（「はい」の声あり）よろしく願いいたします。

それから最後ですが、敬老式の順番もだ。（「敬老式の順番はあした」の声あり）あしたでいいんだな。（「きょうでもいい」の声あり）それでは、議運の所管調査なんですけどいろいろと局長にも調べていただいたんですが、一応まだこの議運の中で賛同していただければ交渉していただくということになっているんですが、神奈川県の大磯町を予定しております。それでここを、いろんなことを取り組んでいるわけですが、一番大きなところでそのマニフェスト大賞で全国25位になったところがございます。マニフェスト大賞じゃないな、マニフェスト研究所でのランキング（「改革度調査ですね、2014」の声あり）改革度調査。それで25位、当町が159位だけ。その中で上位だったものですから、議会運営とか議会活性化について勉強してま

いりたいと思いますが、いかがでしょうか。ここに事務局に交渉していただきたいと思うんですが。橋本委員。

委員（橋本四郎君） 北海道に視察に行ってきた報告書、早急にこういうものをつくらなきゃなりませんと言われてからもう既に3年になろうとしている。いつまでたってもできないなら視察はやめて、何をするかって自分たちで論議するべし。ここで。一体活性化はこれ何をするか、ほかのところ見てくるのも限界だと思うの。見る人だったらインターネットでとってもらって、それを見ながらここで全員でやらないですか。議員全部で。私はもったいないと思うこの金。結果的には行ってきただけ、大概は向こうの視察の報告を受けたことの説明書だけです。そしてそのやったことを実行しない。いつまでやるんですか、議会の活性化。議会の運営に対する考え方、今までと違う方法を。

委員長（大橋昭太郎君） 永久にやらなきゃないと思っています。それから、昨年も橋本委員も参加していただいたと思うんですが、やっぱり行けばそれなりに勉強になる部分たくさんあったと思うんですが、そういったようなその勉強の機会も議運の中に与えられても結構かと思っておりますし、ぜひ橋本委員にも参加していただきまして。（「私は行きません、自分で調べればわかります」の声あり）はい。それですね、第一候補としてこの大磯町議会を候補として挙げておりますが、いかがでしょうか。（「時期は」の声あり）時期は、いろんな議会報告会等があるものですから、11月に入らざるを得ないだろうということになっております。中旬になるかと思いますが。よろしいでしょうか。（「橋本委員去年一緒に行ったでしょう、無駄だった」の声あり）

委員（橋本四郎君） 結果的にはそれを実現しようとする議運の中での論議がないから私は無駄だったと。そして、やっぱり何かと言うとこの間話をした専決事項。向こうのほうの金額にあわせるというような考え方に誰も反論しない。

委員長（大橋昭太郎君） それはいいですよ。別にあわせるなんていうことは一つも。

委員（橋本四郎君） だからいずれにしても、私はもっと議会が何のために二元代表制があるかを皆さん方に考えてほしい。

委員長（大橋昭太郎君） よろしいですか、ここ一応事務局に交渉していただきますが。よろしいですか。一応ここ第一候補ということにしておりますので、相手があることですから実現するかどうかわかりませんが。大変先ほどは済みませんでした。早稲田大学マニフェスト研究所2014議会改革度調査ランキングでした。その機能強化というところが全国で21位ということになるようです。この部分、こういったような部分かいろいろ資料あるんですが行って勉強

する価値があるかと思しますので、交渉していただきたいと思っておりますのでそのように進めさせていただきます。ほかに。以上ですか。(「敬老式」の声あり)

敬老式の件に関しまして。

議会事務局長(吉田 泉君) そうしますと、今回メイン会場が南郷会場ということですので、そちらには議長が出席いただくということになります。まず小牛田会場ですね。(「今決めるの」の声あり) 今決めるっていうことになっているので。

委員長(大橋昭太郎君) 本来は、回っていたものだから会場を。

議会事務局長(吉田 泉君) 一定のローテーションで。

委員長(大橋昭太郎君) ローテーションで。ところがいつのときからか、固定じゃないんだけれど俺小牛田に何回か、中埜にも行ったことあるんだけど。そういう感じでほら、回りましようみたいなだったの。

議会事務局長(吉田 泉君) なるほど。そうするとそのローテーションが決まっているならばその順番で。

委員長(大橋昭太郎君) いやいや、今崩れているわけです。(「自分の希望するところさ行きたいっていうのは」の声あり)(「前、俺はほかのほうに行ったときは主会場になって、そこは地元のほうでなくてもいいということで、それで中埜に」の声あり) 違うんです、あれもやっぱり順番なんだ本来は。だから例えば、去年は俺は地元に行ったけれども議長はメイン会場を回るから。何年ぶりかで地元会場に行ったんです。(「南郷はずっとほら副議長がそこで対応していたから。だから大橋委員なんかは、菅井さんもいたけれど小牛田地域のどこかに」の声あり) あとほかの議員さんたちは地元に行くんだけれどさ。

暫時休憩します。

午後 3 時 2 1 分 休憩

---

午後 3 時 2 5 分 再開

委員長(大橋昭太郎君) 再開いたします。

それでは、敬老式への会場への議長代理という形で参加する形になるかと思っておりますが、メイン会場は当然議長が行くということで南郷です。青生が我妻さん、中埜は佐野さん、彫駒大口が福田さん、北浦が私で、不動堂が副議長、そして小牛田が山岸さんということで決めさせていただきます。よろしいですか。(「はい、お願いします」の声あり) それでは、そういう形でこの会場に出席していただきまして、なおほかの議員さんに関しては地元の会場に



出席していただきたいと思います。

それでは、本日の会議はこれぐらいとしたいと思います。副委員長お願いいたします。

副委員長（藤田洋一君） 大変長時間にわりまして第4回の決算議会に向けてきょう会議を皆さんで議論していただきました。執行部からは総務課長、企画財政課長、水道事業所長ということで説明もいただきました。いろいろなんか訂正する部分もあるんですが、1日の開会日に向けてこれからひとつ引き締めて皆さんに議会に向けて挑んでもらいたいというふうに思います。きょうは敬老式の割り当てまで全部決まりましたので、あすの全員協議会のほうで皆さんにお知らせできる運びになりました。本当に長い時間になりました。大変御苦労さまでございました。終わります。

午後3時27分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長佐藤俊幸が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年8月27日

委員長